

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成28年12月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1600089 号
厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1600047 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 22 年 7 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 22 年 7 月から平成 23 年 8 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 13 万 4,000 円、同年 9 月から平成 24 年 8 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 14 万 2,000 円とする。

平成 22 年 7 月から平成 24 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者の A 事業所における平成 23 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 24 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 23 年 8 月の標準報酬月額については、上記訂正後の標準報酬月額である 13 万 4,000 円から 14 万 2,000 円とし、平成 24 年 9 月の標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 14 万 2,000 円とする。

平成 23 年 8 月及び平成 24 年 9 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 8 月及び平成 24 年 9 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 52 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：平成21年4月1日から平成26年7月1日まで

A事業所に勤務していた際の報酬月額が不当に低く届出されており、その結果、標準報酬月額の記録が実際の給与支給額と大幅に相違している。

請求期間について、給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成22年7月1日から平成24年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初、平成22年7月から平成23年8月までは13万4,000円、同年9月から平成24年5月までは14万2,000円と記録されていたところ、平成24年6月15日付けで、平成22年7月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、厚生年金保険被保険者資格喪失日である平成27年8月1日まで継続していることが確認できる。

また、請求者以外のA事業所における厚生年金保険被保険者17人についても、オンライン記録によると、平成24年6月15日付けで、平成22年7月1日に遡って標準報酬月額を減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書によると、遡及により減額処理された平成22年7月に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成22年4月から同年6月までは30万円、平成23年9月に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成23年4月から同年6月までは32万円の標準報酬月額に相当する給与が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

また、年金事務所が当該減額処理を行う際に作成した経過書によると、当該事業所は従業員と平成22年3月から委託契約を締結していたところ、当該委託契約により支払う報酬を給与に含めて届け出していたことから、遡及して従業員全員の標準報酬月額を訂正する旨の記載があるが、請求者及び複数の同僚は、「従業員が会社と委託契約していた事実はない。」と陳述している上、B市から提出された請求者の所得証明書によると、平成22年から平成24年までの所得の内訳は給与収入のみであるところ、各年の給与収入額は、請求者から提出された給与明細書における各年の報酬額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、年金事務所から提出された当該事業所に係る滞納処分票によると、平成24年6月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

一方、請求者に係る当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（以下「月額変更届」という。）は、年金事務所において平成24年6月7日に受け付けられており、6か月以上遡及した届出であることが確認できると

ころ、社会保険庁（当時）では、厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生防止を目的として、平成 21 年 3 月 17 日付け庁保険発第 0317001 号「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底について」を発出し、特に 6 か月以上遡及して標準報酬月額の変更処理を行う場合は、「特定遡及処理要領」に基づき「特定遡及処理連絡・確認票」を作成することとされているところ、作成された当該事業所に係る「特定遡及処理連絡・確認票」には事業主及び役員が記載されているが、添付書類である議事録が見当たらない上、当該委託契約を裏付ける資料を確認した形跡もないことから、年金事務所は当該月額変更届の処理において、「特定遡及処理要領」に基づく必要な事実確認を怠ったものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者について、平成 22 年 7 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の平成 22 年 7 月から平成 24 年 8 月までの標準報酬月額については、平成 22 年 7 月から平成 23 年 8 月までは 13 万 4,000 円、同年 9 月から平成 24 年 8 月までは 14 万 2,000 円に訂正することが必要である。

2 厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間のうち、平成 23 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月（平成 22 年 4 月から同年 6 月まで）の報酬月額に基づく標準報酬月額は平成 24 年 6 月 15 日付け遡及訂正処理前の標準報酬月額である 13 万 4,000 円を上回る 30 万円、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 14 万 2,000 円であることが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、14 万 2,000 円とすることが必要である。

請求期間のうち、平成 24 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月（平成 24 年 4 月から同年 6 月まで）の報酬月額に基づく標準報酬月額は 32 万円、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 14 万 2,000 円であることが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び清算人は資料が無く不明であると回答しているが、平成23年8月1日から同年9月1日までの期間及び平成24年9月1日から同年10月1日までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成23年8月1日から同年9月1日までの期間及び平成24年9月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間のうち、平成21年4月1日から平成22年7月1日までの期間及び平成24年10月1日から平成26年7月1日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間については、請求者から提出された給与明細書により事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、給与明細書により確認できる本来の報酬月額に基づく標準報酬月額を下回っている上、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正是認められない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1600091 号
厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1600048 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 22 年 7 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 22 年 7 月から平成 24 年 8 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 12 万 6,000 円とする。

平成 22 年 7 月から平成 24 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者の A 事業所における平成 24 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 9 月の標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 12 万 6,000 円とする。

平成 24 年 9 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 9 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 7 月 1 日まで
A 事業所に勤務していた際の報酬月額が不当に低く届出されており、その結果、標準報酬月額の記録が実際の給与支給額と大幅に相違している。
請求期間について、給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正し、

年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成22年7月1日から平成24年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初、平成22年7月から平成24年5月までは12万6,000円と記録されていたところ、平成24年6月15日付けで、平成22年7月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、厚生年金保険被保険者資格喪失日である平成27年8月1日まで継続していることが確認できる。

また、請求者以外のA事業所における厚生年金保険被保険者17人についても、オンライン記録によると、平成24年6月15日付けで、平成22年7月1日に遡って標準報酬月額を減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書によると、遡及により減額処理された平成22年7月に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成22年4月から同年6月までは18万円、平成23年9月に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成23年4月から同年6月までは20万円の標準報酬月額に相当する給与が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

また、年金事務所が当該減額処理を行う際に作成した経過書によると、当該事業所は従業員と平成22年3月から委託契約を締結していたところ、当該委託契約により支払う報酬を給与に含めて届け出ていたことから、遡及して従業員全員の標準報酬月額を訂正する旨の記載があるが、請求者及び複数の同僚は、「従業員が会社と委託契約していた事実はない。」と陳述している上、B市から提出された請求者の住民税課税基礎資料によると、平成22年から平成25年までの給与収入額は、請求者から提出された給与明細書における各年の報酬額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、年金事務所から提出された当該事業所に係る滞納処分票によると、平成24年6月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

一方、請求者に係る当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（以下「月額変更届」という。）は、年金事務所において平成24年6月7日に受け付けられており、6か月以上遡及した届出であることが確認できるところ、社会保険庁（当時）では、厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生防止を目的として、平成21年3月17日付け府保険発第0317001号「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底について」を発出し、特に6か月以上遡及して標準報酬月額の変更処理を

行う場合は、「特定遡及処理要領」に基づき「特定遡及処理連絡・確認票」を作成することとされているところ、作成された当該事業所に係る「特定遡及処理連絡・確認票」には事業主及び役員が記載されているが、添付書類である議事録が見当たらない上、当該委託契約を裏付ける資料を確認した形跡もないことから、年金事務所は当該月額変更届の処理において、「特定遡及処理要領」に基づく必要な事実確認を怠ったものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者について、平成 22 年 7 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の平成 22 年 7 月から平成 24 年 8 月までの標準報酬月額については、12 万 6,000 円に訂正することが必要である。

2 請求期間のうち、平成 24 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月（平成 24 年 4 月から同年 6 月まで）の報酬月額に基づく標準報酬月額は 20 万円、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 12 万 6,000 円であることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び清算人は資料が無く不明であると回答しているが、平成 24 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成 24 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間のうち、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 1 日までの期間及び平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 7 月 1 日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間については、請求者から提出された給与明細書により事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、給与明細書により確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額を下回っている上、オンライン記録における標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1600092 号
厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1600049 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 22 年 7 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 22 年 7 月から平成 23 年 8 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 13 万 4,000 円、同年 9 月から平成 24 年 8 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 12 万 6,000 円とする。

平成 22 年 7 月から平成 24 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者の A 事業所における平成 24 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 9 月の標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 12 万 6,000 円とする。

平成 24 年 9 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 9 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 7 月 1 日まで
A 事業所に勤務していた際の報酬月額が不当に低く届出されており、その結果、

標準報酬月額の記録が実際の給与支給額と大幅に相違している。

請求期間について、給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成22年7月1日から平成24年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初、平成22年7月から平成23年8月までは13万4,000円、同年9月から平成24年5月までは12万6,000円と記録されていたところ、平成24年6月15日付けで、平成22年7月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、厚生年金保険被保険者資格喪失日である平成27年8月1日まで継続していることが確認できる。

また、請求者以外のA事業所における厚生年金保険被保険者17人についても、オンライン記録によると、平成24年6月15日付けで、平成22年7月1日に遡って標準報酬月額を減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書によると、遡及により減額処理された平成22年7月に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成22年4月から同年6月までは24万円、平成23年9月に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成23年4月から同年6月までは26万円の標準報酬月額に相当する給与が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

また、年金事務所が当該減額処理を行う際に作成した経過書によると、当該事業所は従業員と平成22年3月から委託契約を締結していたところ、当該委託契約により支払う報酬を給与に含めて届け出ていたことから、遡及して従業員全員の標準報酬月額を訂正する旨の記載があるが、請求者及び複数の同僚は、「従業員が会社と委託契約していた事実はない。」と陳述している上、B市から提出された請求者に係る住民税課税基礎資料によると、平成21年から平成24年までの給与収入額は、請求者から提出された給与明細書における各年の報酬額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、年金事務所から提出された当該事業所に係る滞納処分票によると、平成24年6月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

一方、請求者に係る当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（以下「月額変更届」という。）は、年金事務所において平成24年6月7日に受け付けられており、6か月以上遡及した届出であることが確認できるところ、社会保険庁（当時）では、厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生防止を目的として、平成21年3月17日付け庁保険発第0317001号「厚生年

金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底について」を発出し、特に6か月以上遡及して標準報酬月額の変更処理を行う場合は、「特定遡及処理要領」に基づき「特定遡及処理連絡・確認票」を作成することとされているところ、作成された当該事業所に係る「特定遡及処理連絡・確認票」には事業主及び役員が記載されているが、添付書類である議事録が見当たらない上、当該委託契約を裏付ける資料を確認した形跡もないことから、年金事務所は当該月額変更届の処理において、「特定遡及処理要領」に基づく必要な事実確認を怠ったものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者について、平成22年7月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の平成22年7月から平成24年8月までの標準報酬月額については、平成22年7月から平成23年8月までは13万4,000円、同年9月から平成24年8月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

2 請求期間のうち、平成24年9月1日から同年10月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書によると、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月（平成24年4月から同年6月まで）の報酬月額に基づく標準報酬月額は26万円、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は12万6,000円であることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び清算人は資料が無く不明であると回答しているが、平成24年9月1日から同年10月1日までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成24年9月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間のうち、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 1 日までの期間及び平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 7 月 1 日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間については、請求者から提出された給与明細書により事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、給与明細書により確認できる本来の報酬月額に基づく標準報酬月額を下回っている上、オンライン記録における標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。